**秘密保持契約**

フジイコーポレーション株式会社（以下、甲という。）と株式会社-----（以下、乙という。）とは、プレス金型の製造、修理、改造、メンテナンス、預かり等のプレス金型に関する作業の可能性の検討（以下、本件検討という。）をするにあたり、次のとおり契約を締結する。

（秘 密 保 持）

第１条 甲および乙は、相手方から本件検討のために、秘密である旨を表示した文書もしくはその他の有形の媒体によって開示された情報、秘密である旨を伝達して開示した口頭もしくは視覚的手段、開示後３０日以内にその内容を文書に取りまとめ秘密である旨を表示して通知された情報（総称して、以下、秘密情報という。）を、相手方の事前の文書による了解を得ない限り、第三者に開示・漏洩してはならず、本件検討以外の目的に使用してはならない。

２ 前項の規定は、次の情報には適用しない。

（１）相手方から開示を受けた時すでに公知であった情報

（２）相手方から開示を受けた後に自らの責によらず公知となった情報

（３）相手方から開示を受けた時すでに自ら所有していたことを証明できる情報

（４）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

３ 甲および乙は、本件検討の存在・内容・結果を、相手方の事前の文書による了解を得ない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

４ 本条第１項および前項の規定にかかわらず、甲および乙は、それぞれの役員、従業員および従業員に準じる者（総称して、以下、従業員等という。）に対して、本件検討に必要な範囲において相手方の秘密情報および本件検討の存在・内容・結果を開示することができる。但し、甲または乙は、自らの責任で、自らがこの契約で負担する全ての義務と同等の義務を当該従業員等に負担させなければならない。

５　　甲および乙は、本条第１項および第３項に基づく相手方の了解下で相手方の秘密情報および本件検討の存在・内容・結果を第三者に開示する場合には、自らの責任で、自らがこの契約で負担する全ての義務と同等の義務を当該第三者に負担させなければならない。

６　　本条第１項および第３項の規定にかかわらず、甲および乙は、自らのグループ会社に対して、本件検討に必要な範囲において、相手方の秘密情報および本件検討の存在・内容・結果を開示できるものとする。但し、甲および乙は、自らの責任で、自らがこの契約で負担する全ての義務と同等の義務を、自らのグループ会社に負担させなければならない。この契約において「グループ会社」とは、ある法人を支配し、もしくは支配され、または共通の支配下にある法人をいい、「支配」とは、直接的または間接的に、当該法人の発行済議決権付株式もしくはその他の所有権の５０％超を所有もしくは統制していること、または当該法人の統治機関の構成員の５０％超を選出する権限を直接的または間接的に有していることをいう。

７　　甲および乙は、本条第４項に基づき秘密情報を受領した自己の従業員等および前項に基づき秘密情報を受領した自己のグループ会社が、本件目的のために秘密情報を利用する必要がなくなった場合、速やかに秘密情報の利用をやめさせ、その保有する全ての秘密情報を破棄させる。

（発 明 等）

第２条 甲および乙は、本件検討から発生した発明・考案・意匠（以下、発明等という。）を確認したときには、発明等に関する特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願の出願前に文書にて速やかに相手方に連絡し、その取り扱いを協議する。

２ 甲および乙は、発明等の帰属を原則として発明者、考案者または創作者の所属に従い決定する。但し、甲および乙は、発明等への貢献度が大であるときは、共有を主張できる。

（情報の利用および開示）

第３条 甲および乙は、本件検討において自ら利用しまたは相手方に開示する情報について、当該情報を不正競争防止法等に照らし適法に利用しまたは開示できる正当な権利があることを相手方に保証する。

（成 果 確 認）

第４条 甲および乙は、相手方から要求がある場合には、この契約の終了に先立ち、本件検討の成果を特許などの出願状況も含めて文書に取り纏め確認する。

（不　保　証）

第５条　この契約のいかなる規定も、甲または乙に何らの秘密情報の開示義務を課すものではない。また、甲および乙は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、秘密情報の内容の正確性・真実性・完全性につき何ら表明し保証するものではない。

（権利の不許諾）

第６条　甲および乙は、本件検討において相手方に開示する秘密情報について、この契約で別途定めた場合を除き、秘密情報に係る一切の権利（特許、著作権、その他の知的財産権を含む）について相手方に許諾または放棄するものではなく、秘密情報に関わる一切の権利は開示した者に留保される。

（反社会的勢力の排除）

第７条 甲および乙は、現在および将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを相互に表明しこれを確約する。

（期　　　間）

第８条 この契約は、２０●●年●●月●●日から3年間有効とする。なお、本件検討の結果、甲乙間で何等かの取引を開始する際には、速やかに適切な契約を別途締結するものとする。

２ 甲および乙は、相手方から要求がある場合には、相手方の指示に従い速やかに相手方から受領した秘密情報をその写しも含め、返却または廃棄するものとする。

３ 本条第１項の規定にもかかわらず、第１条の規定はこの契約終了後も3年間有効とする。但し、甲乙間で別途協議の上その取り扱いを定めた情報については、その定めに従う。

（協　　　議）

第９条 甲および乙は、この契約に定めない事項およびこの契約の各条項に関する疑義については、誠意をもって協議して解決する。

この契約締結の証として本書を作成し、両当事者記名・捺印またはそれに代わる電磁的処理を施し、それぞれ保管する。

日付：　20●●年●●月●●日

甲： 新潟県燕市小池285　ハーベスタハウス2F  
フジイコーポレーション株式会社  
代表取締役　藤井大介　　㊞

乙： 《相手先会社本社住所》  
《会社名》

《捺印者肩書》

《氏名》　　㊞